

島根県消耗品発注・電子請求システム導入 Q & A

11/7 (隠岐会場)	
質問	回答
燃料油は対象外ですか。	対象外です。ただし、携行缶やポリ容器を単体として購入する場合は消耗品として扱いますので対象です。
毎週、刊行物を届けていますが、3か月ごとに請求を発行しています。対象ですか。	(※説明会で分納が可能と説明しましたが誤りでした。) このシステムでは、見積書で明細を作られその内容で県が発注した以降は、明細を変更できないようにしているため、分納（明細を分割する）ができません。見積書、納品書、請求書がすべて同じ明細になるように処理できれば利用可能ですので、3か月分の見積書を作成し、納品確認も3か月分まとめて最後の回で発行することによければ、3か月分まとめての請求ができます。
11/10 (松江会場)	
質問	回答
登録後の利用中止について。一度システム利用の登録をした後、何らかの理由で利用が難しくなった場合、従来の紙面での手続きに急遽切り替えることは可能ですか。	切り替えは可能です。引続き紙面での手続きも残しております、事業者と県の機関との間で電子請求ではなく紙面で行うことを意思疎通してもらえば差支えありません。
消耗品発注のこのシステムを使い、事業者側から県に対して商品紹介や見積もりを提出するといった、事業者発のフローは可能ですか。	このシステムは、島根県が「こういう商品が欲しい」という見積もりを依頼するのが出発点となっています。事業者様からの出発の手続きは、このシステムでは対応できません。
市町村もこの電子請求システムを利用するようになりますか。	本システムは、島根県が発注する場合の仕組みであり、市町村がこのシステムを併用利用する予定はありません。市町村が独自にシステム会社と利用契約され同様の仕組みを導入される可能性はあります。
出先の機関と取引する場合、それぞれの機関に対応できますか。また、宛名（知事、所長など）を打ち込む必要がありますか。	県から見積依頼時にどの機関からの依頼かが明確になります。見積依頼に対し、システムに見積額など入力いただければ、適切な相手の機関に提出できます。これにより、宛名の間違いによる請求書等の作り直しなどの心配はなくなります。
インフォマート社からの説明の中で、備考欄に担当者と連絡先を必ず入力するよう説明がありましたが、決まりきったことなので自動で入力してもらうようにできませんか。	システムにおいて、担当者の設定が自動でできない仕様となっておりますのでご了承いただきたいことです。（貴重なご意見として承ることです。）
個人アドレスで設定している場合、担当者が急な病欠などで不在になった場合、県からの発注依頼や請求書発行に気がつかない可能性があります。これに対する対処方法はありますか。（例：メールアドレスを複数登録など）	以下の複数の手段での対応となります。 メールアドレスはアカウントIDとなるメールアドレス以外に転送先として追加2個まで登録が可能です。 システムはWeb上で動作しており、担当者が不在でもシステムにログインすれば依頼が来ているか、処理状況は明確に確認できます。 県側は発注依頼への反応がなければ、システムで状況を確認した上で、電話などで確認連絡します。 請求書はシステムを使って出してもらえば、県の職員が操作することなく自動で支払う仕組みのため、より確実に支払うことができます。
知事部局は利用するが、教育委員会は利用しないといった選択は可能ですか。	システムを利用するかは事業者側で判断できます。システムで見積依頼が来た際に、依頼のあった所属に電話連絡等で「今回は紙面でお願いしたい」と相談いただき、紙面に戻すなどの方法が可能です。
納品書の発行を行っていないがシステムを利用できるのでしょうか。別途納品書の用意が必要でしょうか。	システムを利用いただくと、請求までの間に「納品書作成」手順が必ず入ります。よって、現在納品書を発行されていても、システムを利用いただければ自動発行され、別途納品書を準備される必要はありません。（システムで作成される納品書はPDF化し印刷することができます。）
I Dは法人一つでしょうか。取引する支店が数か所あります。	原則は法人単位ですが、取引内容に応じて支店単位でのアカウント取得も可能です。この際、支店ごとにメールアドレスをご準備いただく必要があります。
食料品は対象外とのことですが、お菓子も対象外でしょうか。	お菓子は食料品等に分類するため、消耗品には該当しません。

島根県消耗品発注・電子請求システム導入 Q & A

11/10 (松江会場)

質問	回答
このシステムで作成する見積は価格確認ではなく確定した価格をシステムに流すという目的ですか。	そのとおりです。 実際に発注者と契約し、納品の対価として請求・支払いを求める価格を見積り、入力することとなります。
受領書のような確認作業はどうするのですか。納品時にリアルタイムに確認する仕組みはございますか。	納品書はPDF化し印刷が可能です。納品時に受領確認をされる際、納品書を印刷の上持参され、引き渡しの確認に利用いただけます。
受注後に、メーカー欠品などで納品できないものが発生した場合、システム上で戻る/拒否することは可能ですか。	可能です。県から発注が出たとしても、システム上で辞退や差し戻しの手続きができるようになっています。
社内（事業者側）システムとの連携用に、見積依頼・発注などのタイミングで何らかのデータをダウンロードできますか。CSVデータ形式は指定できますか。	見積依頼書のCSVダウンロードはできません。 事業者様がBtoBPFTRADE画面で見積書・発注書・発注請求書・納品書・検収書・請求書をCSV形式でダウンロードが可能です。また、取引管理画面で取引とその進行状況をまとめてCSVデータのダウンロードが可能です。
同じIDを複数名で利用して問題はないでしょうか	同一IDで同時に複数ログインしても問題ありません。
最終的に、説明会のQ&Aを取りまとめたものを提供してほしい。	準備が整い次第、当課ホームページに掲載いたします。
家畜保健衛生所や畜産技術センターとの取引も関係しますか。	家畜保健衛生所も畜産技術センターも「知事部局（地方機関）」に該当しますので、本件システムの対象機関です。なお、動物用医薬品は消耗品に該当しますので、1回あたりの発注額が10万円未満の事案は本システムでのお取引が可能です。
県側から口頭や電話等で見積依頼があった場合はどうしたらよいでしょうか。	その際は「システム利用か紙面対応か」を県担当者に確認し、ご対応ください。
消耗品と消耗品以外の品の「混在発注」は取引できますか。	本システムは消耗品に限ります。よって、例えば消耗品と食料品が混在するような場合は本システムではお取引できませんので紙面での対応となります。

11/12 (大田会場)

質問	回答
電子で見積・納品まで行った場合、請求も必ず電子でなければいけませんか？（紙の請求書は可能？）	システムの利用は「任意」です。請求だけ紙も可能ではあります。 ただし、紙の場合は県側での手作業による確認が発生するため、支払処理に時間を要します。電子での取引をぜひ検討していただきたいです。
複数の課や出先機関（学校など）と取引がある場合、誰（どの担当者）とのやり取りか判別できますか？	見積依頼の時点で、発注元の所属（課・所・学校名）は判別可能です。 また、発注書作成時に担当者氏名を必須入力する運用とするため、発注書からは担当者氏名が入力された状態で取引が可能です。（ただし、見積依頼書作成時は、任意項目となります。）
計測機械などを扱う業者だが、機械部品や電子部品は対象になりますか？	1品10万円未満の「消耗品」扱いの部品であれば対象です。 大型の機械など、資産となる「備品」は対象外ですが、少額の部品や修理パーツなどは消耗品として本システムで取り扱えます。
複数の振込口座を登録できますか？	1つのユーザー登録（アカウント）につき、登録できる口座は1つのみです。 インフォマート上の口座情報は、県に債権者登録している口座情報と一致している必要があります。
本社以外の事業所（支店・営業所）ごとに別の口座でやり取りしたい場合はどうすればよいですか？	事業所（支店）ごとにユーザー登録を行ってください。 県への債権者登録も事業所ごとに行われていれば、インフォマート上でも事業所ごとにアカウントを作成し、それぞれの口座で運用することが可能です。未登録の場合は、先に県への債権者登録（変更）を行うことを推奨します。

島根県消耗品発注・電子請求システム導入 Q & A

11/12（大田会場）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">質問</th><th style="width: 50%;">回答</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>意向調査や招待メールはどのアドレスから届きますか？</td><td>意向確認メール： 島根県 (zaimu-system@pref.shimane.lg.jp) から送信されます。 システム招待メール： インフォマート社のシステムから送信されます。 ※具体的な送信元アドレスやQ&Aについては、後日県のホームページ等で一覧が公開される予定です。</td></tr> </tbody> </table>	質問	回答	意向調査や招待メールはどのアドレスから届きますか？	意向確認メール： 島根県 (zaimu-system@pref.shimane.lg.jp) から送信されます。 システム招待メール： インフォマート社のシステムから送信されます。 ※具体的な送信元アドレスやQ&Aについては、後日県のホームページ等で一覧が公開される予定です。								
質問	回答												
意向調査や招待メールはどのアドレスから届きますか？	意向確認メール： 島根県 (zaimu-system@pref.shimane.lg.jp) から送信されます。 システム招待メール： インフォマート社のシステムから送信されます。 ※具体的な送信元アドレスやQ&Aについては、後日県のホームページ等で一覧が公開される予定です。												
11/13（出雲会場）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">質問</th><th style="width: 50%;">回答</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自社システムで作成した見積データを、CSV等でインフォマートのシステムに取り込むことはできますか？</td><td>CSVアップロード機能はありません。 システム上で直接見積書を作成・入力していただく必要があります。</td></tr> <tr> <td>1つの事業所で複数の営業担当者がいる場合、同時にシステムを利用できますか？</td><td>1つのアカウントで、複数のPCから同時にログインして利用可能です。 ただし、システム上では誰が操作したか県側に伝わらないため、備考欄に「担当者名」と「連絡先」を必ず記載してください。</td></tr> <tr> <td>見積依頼時は10万円未満の想定だったが、実際の見積額や数量変更で10万円を超えてしまった場合はどうすればいいですか？</td><td>本システムは「10万円未満の消耗品」専用です。 10万円を超えた場合は本システムでの処理ができないため、システム上で「辞退」の手続きを行い、従来の紙ベースの取引に切り替えてください。</td></tr> <tr> <td>1つの見積（契約）に対して、商品を分けて納品（分納）することは可能でしょうか？</td><td>システム上、分納（分割納品・分割請求）には対応していません。 見積・発注・納品・請求は1対1の関係である必要があります。分納が必要なケースの対応については、別途Q&A等で整理して周知します。</td></tr> <tr> <td>県への債権者登録（代表者名）と、インボイス上の登録名義が異なる場合（例：事業主と専従者の関係など）はどうすればよいですか？</td><td>基本的には県への債権者登録情報と一致させる必要があります。県に登録されている代表者名義でアカウントを作成・運用してください。名義が異なる場合の詳細な扱いは個別に確認が必要ですが、原則は登録情報の一致が求められます。</td></tr> </tbody> </table>	質問	回答	自社システムで作成した見積データを、CSV等でインフォマートのシステムに取り込むことはできますか？	CSVアップロード機能はありません。 システム上で直接見積書を作成・入力していただく必要があります。	1つの事業所で複数の営業担当者がいる場合、同時にシステムを利用できますか？	1つのアカウントで、複数のPCから同時にログインして利用可能です。 ただし、システム上では誰が操作したか県側に伝わらないため、備考欄に「担当者名」と「連絡先」を必ず記載してください。	見積依頼時は10万円未満の想定だったが、実際の見積額や数量変更で10万円を超えてしまった場合はどうすればいいですか？	本システムは「10万円未満の消耗品」専用です。 10万円を超えた場合は本システムでの処理ができないため、システム上で「辞退」の手続きを行い、従来の紙ベースの取引に切り替えてください。	1つの見積（契約）に対して、商品を分けて納品（分納）することは可能でしょうか？	システム上、分納（分割納品・分割請求）には対応していません。 見積・発注・納品・請求は1対1の関係である必要があります。分納が必要なケースの対応については、別途Q&A等で整理して周知します。	県への債権者登録（代表者名）と、インボイス上の登録名義が異なる場合（例：事業主と専従者の関係など）はどうすればよいですか？	基本的には県への債権者登録情報と一致させる必要があります。県に登録されている代表者名義でアカウントを作成・運用してください。名義が異なる場合の詳細な扱いは個別に確認が必要ですが、原則は登録情報の一致が求められます。
質問	回答												
自社システムで作成した見積データを、CSV等でインフォマートのシステムに取り込むことはできますか？	CSVアップロード機能はありません。 システム上で直接見積書を作成・入力していただく必要があります。												
1つの事業所で複数の営業担当者がいる場合、同時にシステムを利用できますか？	1つのアカウントで、複数のPCから同時にログインして利用可能です。 ただし、システム上では誰が操作したか県側に伝わらないため、備考欄に「担当者名」と「連絡先」を必ず記載してください。												
見積依頼時は10万円未満の想定だったが、実際の見積額や数量変更で10万円を超えてしまった場合はどうすればいいですか？	本システムは「10万円未満の消耗品」専用です。 10万円を超えた場合は本システムでの処理ができないため、システム上で「辞退」の手続きを行い、従来の紙ベースの取引に切り替えてください。												
1つの見積（契約）に対して、商品を分けて納品（分納）することは可能でしょうか？	システム上、分納（分割納品・分割請求）には対応していません。 見積・発注・納品・請求は1対1の関係である必要があります。分納が必要なケースの対応については、別途Q&A等で整理して周知します。												
県への債権者登録（代表者名）と、インボイス上の登録名義が異なる場合（例：事業主と専従者の関係など）はどうすればよいですか？	基本的には県への債権者登録情報と一致させる必要があります。県に登録されている代表者名義でアカウントを作成・運用してください。名義が異なる場合の詳細な扱いは個別に確認が必要ですが、原則は登録情報の一致が求められます。												